

「富里市地域公共交通計画策定業務」委託事業者選定委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、富里市地域公共交通計画策定業務の委託について、その事業者を選定するため、必要な事項を定め、もって富里市地域公共交通計画策定業務の適正な執行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、富里市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員が欠席となる場合には、所属する団体等から代理者を指名し、その職務を代理する。
- 4 委員長は特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(審査の内容)

第7条 プロポーザルの企画提案の審査基準は、別に定める審査項目及び配点により行うものとする。

(評価)

第8条 提案者毎に各審査員の採点を集計し、合計点数の総和を算出する。算出した合計点数の総和に審査基準に掲げる、見積金額の安価な順位による率を乗じた点数を提案者の得点とする。

(受注候補者の決定)

第9条 提案者のうち得点が最も高い提案者を受注候補者とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、企画財政部経営戦略課に置くものとする。

(設置期間)

第11条 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要項は令和8年4月27日から施行する。

別 表

	役職名	関係条項	委員区分	所属	職	氏名
1	委員長	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	富里市	副市長	山根 康夫
2	委員	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	富里市	企画財政部長	山崎 秀幸
3	委員	法第6条第2項第3号	地域公共交通の利用者のうち公募による市民又は市民の代表者	公募市民	公募市民	寺井 繁樹
4	委員	法第6条第2項第3号	学識経験者	日本大学工学部交通システム工学科	教授	伊東 英幸
5	委員	法第6条第2項第3号	その他交通会議の運営上必要と認める者	成田国際空港株式会社	地域共生部長	高梨 弘子
6	委員	法第6条第2項第3号	その他交通会議の運営上必要と認める者	社会福祉法人富里市社会福祉協議会	会長	宮川 朱実